

## 《収入基準早見表の使える方》

※全ての世帯が早見表を使って判定できるわけではありません。次の1～3の全てに該当する場合に限って判定ができます。

- ・収入のある方が一人だけ
- ・年金を受給している方がいない
- ・次の表に該当する方がいない ※年齢は全て申込日現在の満年齢で計算します

①	70歳以上の扶養親族・70歳以上の同一生計配偶者
②	16歳以上23歳未満の扶養親族
③	特別障害者（身体障害者手帳1・2級、愛護手帳1・2度など）
④	障害者（身体障害者手帳3～6級、愛護手帳3・4度など）
⑤	寡婦控除を受けている方
⑥	ひとり親控除を受けている方
⑦	市営住宅に入居しないが、所得税法上扶養している親族

## 〔公営住宅〕

給与所得者の場合（総収入金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

階層		同居扶養人数		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人
				(単身者)	(2人家族)	(3人家族)	(4人家族)	(5人家族)	(6人家族)	(7人家族)
原則階層	公営住宅			2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下	5,895,999 以下
裁量階層				3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下	6,720,000 以下

自営業者等の場合（合計総所得金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

階層		同居扶養人数		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人
				(単身者)	(2人家族)	(3人家族)	(4人家族)	(5人家族)	(6人家族)	(7人家族)
原則階層	公営住宅			1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下	4,176,000 以下
裁量階層				2,568,000 以下	2,948,000 以下	3,328,000 以下	3,708,000 以下	4,088,000 以下	4,468,000 以下	4,848,000 以下

## 〔改良住宅〕

給与所得者の場合（総収入金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

階層		同居扶養人数		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人
				(単身者)	(2人家族)	(3人家族)	(4人家族)	(5人家族)	(6人家族)	(7人家族)
原則階層	改良住宅			2,211,999 以下	2,755,999 以下	3,299,999 以下	3,811,999 以下	4,287,999 以下	4,763,999 以下	5,235,999 以下
裁量階層				2,643,999 以下	3,183,999 以下	3,711,999 以下	4,187,999 以下	4,663,999 以下	5,135,999 以下	5,611,999 以下

自営業者等の場合（合計総所得金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

階層		同居扶養人数		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人
				(単身者)	(2人家族)	(3人家族)	(4人家族)	(5人家族)	(6人家族)	(7人家族)
原則階層	改良住宅			1,368,000 以下	1,748,000 以下	2,128,000 以下	2,508,000 以下	2,888,000 以下	3,268,000 以下	3,648,000 以下
裁量階層				1,668,000 以下	2,048,000 以下	2,428,000 以下	2,808,000 以下	3,188,000 以下	3,568,000 以下	3,948,000 以下

●原則階層・裁量階層については、2ページを参照してください。

●年の途中で勤務先等が変わった方は、収入または所得を「年間金額」に換算する必要があります。

裁量階層世帯とは、下記のいずれかの世帯をいい、下記以外の世帯を原則階層世帯といたします。

### 〈裁量階層世帯〉

- 高齢者 申込者本人が 60歳以上で、同居親族がある場合は、いずれもが 60歳以上または 18歳未満の世帯
- 身体障害者（1～4級）世帯
- 精神障害者（1・2級）世帯
- 愛護手帳所持者（1～3度）世帯
- 療育手帳所持者（愛護手帳(1～3度)に相当する程度）世帯
- 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受給している世帯
- 戦傷病者（特別項症～第6項症・第1款症）世帯
- 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている）世帯
- 海外引揚者（本邦に引き揚げた日から5年未満）世帯
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の世帯
- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯